

判例紹介

ダブリン規則—第 17 条 1 項 (裁量条項) の審査基準、
英国の EU 脱退に伴う EU 法適用への効力
Case C-661/17, *M.A., S.A., A.Z. v. Ireland*, ECLI:EU:C:2019:53
(EU 司法裁判所 2019 年 1 月 23 日先決裁定) —*

Case Report

C-661/17, *M.A., S.A., A.Z. v. Ireland* (Dublin Regulation:
assessment criteria of the discretionary clause (Article 17(1))
and the effect of application of the EU law in relation to the UK
proposed withdrawal from the EU), Judgment of the Court (First
Chamber), 23 January 2019, ECLI:EU:C:2019:53

桜美林大学大学院国際学研究科 佐藤 以久子

1. はじめに

ダブリン規則は、国際的保護の申請を審査する責任のある国 1 ヶ国 (以下、審査責任国) を決める基準を定めたものであり、主に欧州連合 (EU) 加盟国間における庇護審査の責任分担協力に関する規則である¹。ダブリン規則には庇護規定はないが、審査責任国は、庇護申請の受理、審査、認定を行い、実質的に難民の受入の負担分担を引受けることになり得る。本件のダブリン規則事案は、アイルランドに国際的保護を申請した一家族の英国への移送決定に関して、EU 脱退の意思通知をした英国のダブリン III 規則 (No604/2013)² への影響と審査責任国ではないアイルランドによる子どもの健康を理由とした第 17 条 1 項の裁量条項の手続が争点となった EU 司法裁判所の先決裁定である。英国は主要庇護国かつダブリン規則の加盟国³ であり EU から脱退後もダブリン規則には引き続き参加又は個々の加盟国と協定を結ぶ意向である (2018 年 12 月)⁴。本件は、EU 脱退通知による EU 法適用への効力に加え、ダブリン規則の審査責任国の選定手続の複雑さ及び第 17 条の裁量条項の定義の曖昧さ故に生じた審査手続の問題であり、小法廷事案であるが加盟国間共通の解釈に向け何らか明らかになったのか検討したい。

2. *M.A., S.A., A.Z. v. Ireland*—事実の概要

第三国国民の S.A. は、学生査証で英国に入国し (2010 年)、翌年には同じく第三国国民の M.A. が扶養家族の査証を取得後 S.A. と一緒になり二人の間に子ども A.Z. が生まれた (2014 年 2 月)。S.A. は通学していた大学が閉鎖され査証が切れた後に一家でアイルランドに渡り国際

的保護を母子とともに申請した(2016年1月12日)。アイルランドの難民申請委員会(Refugee Applications Commissioner、第一次審査手続機関)は、ダブリン III 規則に基づき英国及び北アイルランドが審査責任国であるとして英国に庇護申請の引取りを要求し、英国は同引取りに合意した(2016年5月1日)。しかし、そうした英国への移送決定に対し一家は、妻が抱える医療問題とさらに子どもの健康問題に関してアイルランドの公営医療サービス(Health Service Executive)の判断のもとにあったことから難民申請委員会に対し不服を申出た。

一家の不服申出について難民申請委員会は、「ダブリン III 規則第 17 条の適用は適切ではないとした第一次審査の決定」を支持し、英国への移送を勧告した(2017年1月10日)。そこで、夫婦は、主にダブリン III 規則第 17 条と英国の EU からの脱退を理由として国際的保護の控訴審判所(International Protection Appeals Tribunal)に異議を申立てたが却下された。却下理由は、アイルランドにはダブリン III 規則第 17 条〔裁量条項〕を行使する権限がないこと、また、英国の EU 脱退に関する議論については、移送決定の合法性を審査するための関連状況として移送決定の裁定日(2017年1月10日)に英国は未だ EU 構成員であるためであった。その後、一家はアイルランドの高等裁判所(HighCourt)に提訴した。

アイルランド高等裁判所は、係る訴訟を解決するためには、まず、英国の EU 脱退手続がダブリン制度に与える影響を判断すること、そして、国内法上のダブリン III 規則の用語はダブリン III 規則と同じ意味でなければならないとして、係る訴訟手続を停止しダブリン III 規則の解釈について EU 司法裁判所に付託した。

3. 先決裁定

本件の受理可能性について、迅速な手続の要求は却下されたが、EU 脱退の可能性による法的帰結は未だ分からずまたそうした結果に関する質問も仮定であり裁判所は仮定の質問又は助言を求める質問には答えないとしながらも、本件は、EU 法の解釈の問題であること、また、アイルランドの国内裁判所より本件の裁定を下すためにはダブリン III 規則において英国の EU からの脱退の可能性から生じる結果を分析する必要があることについて詳細に説明されたことから受理された。

(1) 関連法規

国際的保護の申請を審査する責任関連の法規について、まず、国際的保護を付与する義務に関連する法的基礎は、英国を含む EU 構成国(+アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、EU 非加盟)が締約国である 1951 年難民の地位に関する条約及び 1967 年議定書(以下、ジュネーブ条約⁵⁾)であり、ジュネーブ条約を基に EU 運営条約第 78 条⁶⁾と EU 基本憲章第 18 条に庇護権が定められている⁷⁾。また、ジュネーブ条約の完全かつ包括的な適用とさらに欧州人権条約⁸⁾を加えたものが、1999 年 10 月 15 日・16 日のタンペレ欧州理事会特別会合にて合意された欧州共通の庇護制度(CEAS)創設の法的基礎とされ、とりわけ、国際的保護の申請を審査する責任を含み EU における国際的保護はノン・ルフールマン原則(追放送

還禁止原則)の遵守に基づくとした。

また、EU域内の国際的保護の申請を審査する国についてはダブリンIII規則に従う。ダブリンIII規則は、ダブリン条約がダブリン規則に置換えられて(Council Regulation (EC) No 343/2003 of 18 February 2003)EU法に編入されダブリンII規則となった後に大幅改訂され、2013年7月19日に発効したものである。また、ダブリン規則は、CEASの1つの法規として、国際的保護の申請の審査を担う加盟国を決定するための基準を具体的に定め、国際的保護を付与するための申請手続への効果的なアクセスを保証しつつ国際的保護のための申請の受付を迅速に処理すると言う目的を損なわずに責任のある加盟国を迅速に決定するように締約国に義務付けている。

次に、国際的保護の申請を審査する国の選定について、ダブリンIII規則第3条1項より「・・・国際的保護の申請は、単一の加盟国によって審査されなければならない、(加盟国は)第3章に規定された基準に従い責任を負う一カ国とする」に従う。本件では、英国が第3章の審査国選定基準上「審査責任国」となり、この点について、英国は申請の引取り移送に合意していることからアイルランドと英国の間には争いはない。

(2) 裁定

本件はダブリンIII規則の条文解釈に関し5つの質問があり、以下の通り判示された。

1) EU脱退に伴うダブリン規則の効力と第17条1項(裁量条項)の解釈

①英国のEU脱退関連事態の考慮

1つ目の質問は、ダブリン規則第17条1項上「審査責任国」と指定された加盟国がEU条約第50条に従ってEUから脱退する意思を通知した事実によって、審査責任国の決定国に対し、第17条1項の裁量条項により審査自体を行うことを義務付けているのかである。この点については、EU条約第50条に従ったEU脱退の意向通知は(通知した)加盟国内においてEU法の適用を停止する効果を持たず、当該加盟国においてEU法はEUから実際に脱退する時点まで全面的に効力を持ち続けるとし(RO判決⁹引用)、よって、(審査責任国を)決定する加盟国に対し、第17条1項に定める裁量条項に基づき問題の保護の申請を審査することを義務付けるものではないと解された。

②裁量条項の解釈

次に、ダブリンIII規則第17条1項の裁量条項について、前述の通りダブリンIII規則はダブリン規則(No. 343/2003)を置換えたものであり、ダブリン規則(No. 343/2003)第3条2項に含まれていた主権条項と本質的に同じ規定であり規定の解釈も置換えられ得るものであること(C. K. and Others 判決¹⁰引用)を前提に次のように判示された。まず、ダブリンIII規則第3条1項〔審査手続国の適用除外〕として、各加盟国は、たとえダブリン規則の基準の下では審査に責任がない場合であっても、第三国国民又は無国籍者が提出した国際的保護の申請を審査することを決定しても良いとした。そして、ダブリンIII規則第17条1項は、文言より明らか

であるが、たとえ規則に定められた基準の下でその国には責任のない審査であっても、審査決定を各加盟国の裁量に任せている限り「任意選択」である。さらに、任意選択の行使については特別な条件も付していない (*Halaf* 判決¹¹ 引用) ことから、任意選択とは、各加盟国が絶対的な裁量によって政治的人道的又は実務的な考慮に基づいて決定し、(加盟国は) たとえダブリン規則に定められた基準により審査に責任のない庇護申請であっても審査することに同意することを許可することを意図したものであるとした (*Fathi* 判決¹² 引用)。

さらに、裁量の範囲については、当該国が第17条1項の裁量条項選択を行使したいと望む場合(範囲)を決定するとした。そうした解釈は、加盟国に対し幅広い裁量権を付与するとしたこれまでの選択条項の判例 (*Abdullahi* 判決¹³ 及び判例法引用) と合致し、また、第17条1項の目的、すなわち、国際的保護を付与する権利行使における加盟国の特権を維持することにも合致するとした (*X* 判決¹⁴ 及び判例法引用)。

2) 裁量権行使と審査国の決定を担う機関

2つ目の質問は、手続機関について、アイルランドでは、国内規則第3条1項より、ダブリン III 規則第6条を含む第3章の審査責任国の決定と加盟国への移送請求及び請求の受付は難民申請委員会が行い、移送及び裁量条項の行使は法務・平等省が行うが、ダブリン III 規則は、審査責任国の決定と第17条1項の裁量条項の行使は同一の権限機関が実施することを義務付けているのかである。

この点について、ダブリン III 規則は、同一の権限機関が実施することを義務付けてはいないと解されなければならないとした。その理由は、第一に、第17条1項上の裁量は、判例(前述 *C. K. and Others* 判決 53 段落引用) より明らかであるが、ダブリン規則によって定められた制度に内包された一部であり、加盟国が同規則第三章の基準に基づいて国際的保護の申請に責任のない申請を審査をするか否かを判断した決定をもって EU 法を履行するものであること、第二に、ダブリン III 規則には、条文中、責任のある加盟国の決定又は同規則第17条1項の裁量条項に関し、同規則に定められた基準に従い決定を下す権限を有する当局を特定する規定がなく、また、加盟国に対し、そのような基準を適用し、又その裁量条項を同一の権限機関に適用するように一任しなければならないかどうかにしても明記していないためであるとした。さらに、第35条には権限機関の文言があるが、当該質問の任務を異なる機関に任せるか否かは加盟国の自由であると定めている。よって、どの国家当局がダブリン III 規則を適用する権限を持つのかについて決定するのは加盟国である。

3) 第6条(未成年者の保証)1項

3つ目の質問は、ダブリン III 規則第6条1項について、同規則に定められた基準の下では国際的保護の申請を審査する責任のない加盟国に対し、子どもの最善の利益を考慮して国際的保護の申請を審査し、そして、同規則第17条1項に基づき申請審査自体を行うことを義務付けているのか? この点は、責任のない国に対しては、いずれも義務付けてはいないと解されな

ければならないとした。こうした解釈は、前述の第17条1項の裁量条項の任意選択と同様に、加盟国に付与された任意選択の行使にはいかなる特定の条件を付しておらず、原則として、各加盟国（自身）が裁量条項を行使したいと望む場合を決定し、本規則に定められた基準の下では審査責任のない国際的保護の申請を審査すること自体に合意することであることを鑑み、子どもの最善の利益に関する考慮事項に関しても、加盟国にそうした任意選択を義務付けまた審査責任のない申請を審査すること自体を義務付けることはできないと考えられなければならないとした。

4) 第27条1項（実効的な救済手段）

4つ目の質問は、ダブリンIII規則第27条1項は、同規則第17条1項に定められた任意選択をしないという決定に対して救済手段を利用できるように義務付けているのかである。同質問については、第17条1項の選択をしないとする決定に対し利用可能な救済措置を義務付けてはいないと解されなければならないとした。ただし、任意選択をしないとする決定は、以下の通り、移送の決定に対する控訴時に異議申立が可能であることに影響を及ぼすものではないと解された。

第一に、第27条1項の条文において、「国際的保護の申請者」は、移送決定に対する決定の事実又は法について裁判所又は審判所において異議申立又は再審の形式で実効的な救済を受ける権利があるが、第17条1項の任意選択に対する異議申立てについては明示的に定めていない。さらに、重複救済は、国際的保護の申請の迅速な手続の目的、特にダブリンIII規則により制定された手続において強調され、また、規則の前文(5)に照らし抑制することとされている。

他方、実効的な司法保護の原則は、EU法の一般原則であり、EU基本権憲章第47条「すべての人は、EU法上保障されている権利及び自由が侵害されている場合には定められた要件に従って法廷において実効的な救済を受ける権利を有する」と定められている（*Telefónica* 判決引用¹⁵）。この点は、ダブリンIII規則第27条は第17条1項の裁量条項を任意選択した場合には救済措置を義務付けてはいないとしても、任意選択行使をしなかった場合には必然的に移送決定を下さなければならないことを意味し、よって、移送決定に対する控訴時に異議申立てられるかもしれないという事は生じて然るべきであるとした。

なお、移送決定の際には、移送先の安全性についてダブリンIII規則第3条2項より移送先が安全な国であることを確認する必要がある。そうした安全性の要件は、ジュネーブ条約及び欧州人権条約上のノン・ルフールマン原則の違反がないこと、国際的保護の申請者が生命・身体が危険にさらされる恐れがないこと、その範囲は、判例よりEU基本権憲章第4条（*C. K. and Others* 判決65段落¹⁶引用）並びに欧州人権条約第3条上の非人道的または品位を傷つける扱いを受け現実の危険につながることにになると信じるに足る理由がないことである。

さらに、移送先の国の安全性に関して、CEASに参加する全ての国（EU加盟国及び第三国）は、ジュネーブ条約上の権利、すなわち、ノン・ルフールマン原則と欧州人権条約上の権利を

含む基本的権利を尊重すると推定できると言う文脈で CEAS は創設されており、よって、それら加盟国はお互いに基本的権利の尊重に関して信頼を持つことができるとした (*N. S. and Others* 判決¹⁷引用)。そして、国際的保護の申請者に付与された基本的権利の尊重に関して、ダブリン III 規則第 3 条 2 項の条文に加え、審査責任国における庇護手続及び庇護請求者の受入れ状態に制度上欠陥がないこととし、加盟国はダブリン III 規則の前文 (32) 及び (39) に従いまたダブリン規則の適用においては欧州人権条約の判例及び EU 基本権憲章第 4 条に拘束されることとした (前述 *C. K. and Others* 判決 63 段落引用)。なお、EU 基本権憲章第 4 条の非人道的又は品位を傷つける行為の禁止は、欧州人権条約第 3 条に匹敵し意味及び適用範囲も同じであるとした (前述 *C. K. and Others* 判決 63 段落引用)。

また、英国の EU 脱退との関連においては、EU 法の効力は前述の通り英国が実際に EU から脱退するその日まで維持されることから、CEAS の一部を成すダブリン III 規則に内包された加盟国間の相互信頼及び基本的権利の尊重の推定は英国が EU から脱退するその日まで継続し、そうした脱退通知自体が申請者を危険にさらすことになると見做すべきではないとした。さらに、英国は CEAS の基礎であるジュネーブ条約及び欧州人権条約の締約国であるが、英国がそれら条約に継続して参加することと EU 加盟国であることは無関係であり、EU からの脱退決定によってノン・ルフールマン原則を含むジュネーブ条約及び欧州人権条約第 3 条の遵守義務を負わないことにはならないとした。

5) 第 20 条 3 項 (手続開始)

5 つ目の質問は、ダブリン III 規則第 20 条 3 項について、子どもは両親から分離できないとして子どもを扱うことが子どもの最善の利益であるという推定は、そうした推論を排除する証拠がない場合には成立つと言う意味で解されなければならないのかである。この点についてはそうした解釈の通りであるとした。第 20 条 3 項は、その文言より明らかであるが、子どもを両親の審査と併せて行う申請の審査がその子どもの最善の利益ではないことが確定された場合に限っては両親から分離して子どもを扱う必要があると言うことになる。こうした見解は、とりわけ、ダブリン III 規則前文 (14) より欧州人権条約及び EU 基本権憲章上の家族生活の尊重、同前文 (16) の家族の統合原則及び子どもの最善の利益を基準として、扶養関係、健康・・・を勘案すること、そして、第 6 条 [未成年者の保証] 3 項 (a) 及び 4 項、第 8 条 1 項 [未成年者] と第 11 条 [家族の手続] に合致していることを理由として、それらの規定より家族の生活を尊重すること、より明確には一家族の統合を維持することは一般原則として子どもの最善の利益になるということになると解された。

4. 解説

本先決裁定は、まず、英国の EU 脱退通知による EU 法の停止効果はなくダブリン規則の効力は英国が実際に EU から脱退するその日まで継続することから、アイルランドは審査国を決定する立場にある国として英国の EU 脱退状況に左右されることなく移送の如何につい

て決定して良いとした点は再確認されたに留まる。他方、移送決定と裁量条項の行使決定については、従来、定義が不明なダブリン III 規則第 17 条 1 項の裁量条項の解釈が次のように幾ばくか明らかにされた。

第一に、第 17 条 1 項の裁量条項は、ダブリン III 規則第 3 条 1 項の適用除外としていずれの加盟国も自ら裁量条項を「任意選択」することができること、つまり、本件のアイルランドのように「申請に責任のない国」であっても裁量条項の選択を自由に決めまた行使できるとした。この点は、第 17 条の裁量条項はダブリン規則の制定当初より現行の規則の改訂に至るまで 10 年を要し難航した条文であり裁量条項の適用についても十分理解されていないことを鑑みれば、再確認ながら意義があったと言えよう。

第二に、第 17 条 1 項の裁量権の範囲について、加盟国に対し広範囲な自由裁量が付与されており、その内容も加盟国が決定できるとした。第 17 条 1 項の裁量条項は、ダブリン II 規則 (No.343/2003) 第 3 条 2 項の主権条項の主旨と同様に、その目的は国際的保護を付与する権利行使における加盟国の特権維持であり、また、裁量の範囲も加盟国次第であるとした。審査に責任のない国が自ら進んで審査を引き受ける場合には自由裁量に問題はないが、本件のように逆の場合には裁量であっても人権条約上必要な審査要件を示す必要があるのではないだろうか。第 17 条 1 項の任意選択が、第 17 条 2 項の人道的理由、例えば、本件の事案のような子どもや家族の健康ほか人道的理由又は温情理由がある場合若しくは基本的権利保護に問題のある事案、つまり、欧州共通の庇護基準が国際的保護の対象とする資格¹⁸外である場合はダブリン規則上も審査責任国の決定基準対象外であり、そうした場合の任意選択の行使は加盟国の自由であるとする点は規定上構成要件に合致しているように解しうる。

しかし、これまでにそうした資格外の事案のなかには欧州人権条約をはじめ国際人権条約上の保護を必要とした事例や判例があり、庇護権行使の完全な特権であると言い切れるのか疑問である。実際に、子どもの家族からの分離事案において、欧州人権条約第 8 条上の家族の統合基準を満たさない場合には、EU の最高法規である EU 法の法令としてダブリン規則の優位性を認め第 17 条に訴える前提要件となる訳ではないとしながらも、例外的に説得力のある事案については、欧州人権条約第 8 条を優先することができるという解釈がある¹⁹。この点は本件質問 5 の第 20 条 3 項の解釈と一致する。

第三に、ダブリン III 規則第 6 条上の子どもの最善の利益に関する検討手続について、同第 6 条はあくまでもダブリン III 規則上の「審査責任国」が検討する義務を負うものであり、審査責任のない国は、自らが人道的理由により申請を審査することに合意し第 17 条 1 項の裁量条項を任意選択後に審査責任国となった時点で第 6 条が適用されるとした。また、手続の開始は、第 20 条 3 項の文理解釈により、本件のように家族揃って申請し又一緒にいる場合には、子どもの家族からの分離の必要性がない限りは子どもに対し別途審査することを義務付けてはいないとした。よって、本件のアイルランドは、移送審査の当初から申請が提出された段階で考慮する義務はなく、また、第 17 条 1 項の裁量条項を任意選択しない限りは、第 6 条及び第 20 条から導く子どもの最善の利益を考慮する必要もないことになる。しかし、前述の通り、

欧州人権条約ほか人権条約上の人道的理由がないのかそれら条約上の遵守義務は無視できない場合がある。

第四に、子どもの福祉の尊重については、前述の子どもの最善の利益に関連し重要であるが、本件では、子ども健康状態についての詳細な供述及びどの程度考慮する必要があるかについて先決裁定を求めているためか検討の必要性にも言及されていない。子どもの福祉の尊重については、ダブリン III 規則の前文規定と全 EU 加盟国が批准している 1989 年の児童の権利に関する条約²⁰にも遵守する義務があることから、本件の子どもの健康状態によってはダブリン III 規則第 17 条の裁量条項の選択は上述の規定及び条約の遵守履行のために必要となる。

以上、本件は、ダブリン III 規則上の手続を焦点とした質問及び裁定であり、手続の手順については十分に明らかになった。しかし、裁量条項については内容に踏み込んだ解釈をしていない。本件の裁量条項の問題は、責任のない国が審査を引受ける場合、相手国に要求する人道的理由の定義が不明である故に適用も解釈においても矛盾が生じると言う旧来の問題²¹に起因する。また、アイルランド当局は、法律扶助者が第 17 条 1 項は個人が申請できるものでありまたほぼ新たな手続きとして扱う結果、そうした訴訟処理にかなりの行政手続の時間が費やされているとし、第 17 条 1 項による膨大な訴訟に苛立ちを示している²²。こうした加盟国国内のダブリン規則の運用上の問題を踏まえると、裁量条項の内容に踏み込んだ先決裁定が望まれる。一方で、EU 司法裁判所の先決裁定の役割、裁量条項の目的を鑑みると解釈の限界であろうか。英国のみならず EU 加盟国は、EU 脱退及びダブリン III 規則からの撤退の如何に関わらず、ノン・ルフールマン原則を含むジュネーブ条約及び欧州人権条約ほか国際人権条約の締約国としての遵守義務は継続する。よって、関連人権条約にも踏み込んだ解釈が課題である。

注

- * 本判例は東京 EU 法研究会にて報告したものである（早稲田大学、2019 年 5 月 17 日）。コメントを頂いた中村民雄先生（早大、研究会代表）をはじめご出席者に謝意を表す。
- 1 ダブリン規則は、国際的保護の申請に関する責任を負う審査国一カ国を EU 加盟国及びノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインの計 32 ヶ国の中から決定するための基準を定め、同基準に従い加盟国は庇護申請者の引取り (*take charge*) 又は送返し (*take back*)、移送 (*transfer*)、さらに再配分 (*relocation*) 調整をする。
- 2 Regulation (EU) No. 604/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 establishing the criteria and mechanisms for determining the Member State responsible for examining an application for international protection lodged in one of the Member States by a third-country national or a stateless person (OJ 2013 L180, p.31, hereinafter '*the Dublin III Regulation*') (正式名：第三国または無国籍者により加盟国の一カ国に提出された国際的保護の申請を審査する責任のある加盟国を決定する基準及び制度を定める 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No. 604/2013、以下、ダブリン III 規則)。
- 3 EU 条約 (TEU) 及び EU 運営条約 (TFEU) 付属の第 21 議定書の第 3 条及び第 4 条 a (1) 項及びダブリン規則の前文 (41) 参照。
- 4 HM Government, The UK's future skills-based immigration system, Cm9722 (The UK Home Department, December 2018), para.40.

- 5 Convention Relating to the Status of Refugees (entry into force 22 April 1954), UNTS No. 2545, Vol. 189, and Protocol Relating to the Status of Refugees (entry into force 4 October 1967), UNTS No. 8791, Vol. 606.
- 6 Treaty on Functioning of the European Union (TFEU), OJ C 83 of 30 March 2010.
- 7 Charter of Fundamental Rights of the European Union, 2007/C303/01 (entry into force 1 December 2009), and updated version: 2010/C83/02 (OJ C83/389, 30 March 2010).
- 8 Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedom (entry into force 3 September 1953), CETS No.005, hereinafter ECHR.
- 9 CJEU, *Minister for Justice and Equality v RO*, C-327/18 PPU, ECLI:EU:C:2018:733, para.45.
- 10 CJEU, *C. K. and Others v Republika Slovenija*, C-578/16 PPU, ECLI:EU:C:2017:127, para.53.
- 11 CJEU, *Zuheyr Frayeh Halaf v Darzhavna agentsia za bezhantsite pri Ministerskia savet*, C-528/11 (ECLI:EU:C:2013:342), para.36.
- 12 CJEU, *Bahtiyar Fathi v Predsedatel na Darzhavna agentsia za bezhantsite*, C-56/17, ECLI:EU:C:2018:803, para.53.
- 13 CJEU, *Shamso Abdullahi v Bundesasylamt*, C-394/12, ECLI:EU:C:2013:813, para.57.
- 14 CJEU, *X v Staatssecretaris van Veiligheid en Justitie*, C-213/17, ECLI:EU:C:2018:538, para.61.
- 15 CJEU, *Telefónica de España v Commission*, C-295/12 P, ECLI:EU:C:2014:2062, para.40.
- 16 CJEU, *C.K. and Others*, *supra* note 10, para.65.
- 17 CJEU, *N.S. and Others*, C-411/10 and C-493/10, ECLI:EU:C:2011:865, para.78.
- 18 Directive 2011/95/EU of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast) , OJ L 337, 20 December 2011.
- 19 Bernard McCloskey 元英国出入国管理及び庇護法廷の上審判所長 (2017年10月まで)、現在、北アイルランド及びクィーンズベンチ上級裁判官の注釈 (Bernard McCloskey, 'Commentary, Third-Country Refugees: The Dublin Regulation/Article 8 ECHR Interface and Judicial Remedies', *International Journal of Refugee Law*, Vol.29, Issue 4, December 2017, p.654).
- 20 Convention on the Right of the Child, GA resolution 44/25 of 20 November 1989 (entry into force 2 September 1990).
- 21 DG Migration and Home Affairs, *Evaluation of the Implementation of Dublin III Regulation*, Final report, European Commission, 18 March 2016, pp.35-36.
- 22 *Ibid.*, p.35, para.4.5.2.